

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公表

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年5月27日

千葉市病院事業管理者

山本 恭平

### 1 業務概要

- (1) 業務名 (仮称) 千葉市立幕張海浜病院利便施設運営事業
- (2) 事業場所 千葉市美浜区若葉3丁目1番27、41の一部
- (3) 事業期間 令和8年秋に予定する開院日から5年間  
※5年間を限度として契約の更新を可能とする。
- (4) 事業内容 別紙事業仕様書(案)のとおりに

### 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 令和6・7年度千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、登録申請中の者も含むが、業務開始までに登録が完了しない場合は失格とする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 当該事業の提案書提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
  - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成29年5月23日施行)に基づく指名停止措置等を技術提案書の提出日から契約の締結日までの間に受けている者
  - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
  - キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
  - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していない者
  - ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

コ 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

- (3) 令和2年度から令和6年度までに日本国内の200床以上の病院におけるカフェ運営業務、売店運営業務、入院セットレンタル業務、床頭台設置の元請として業務を履行した実績を有する者。（なお、事業を継続的に実施中で1年以上の履行実績があるものを含む。）なお、実績については複数の契約にまたがる場合でも、全てを含む単一の契約である場合でも可とする。
- (4) 千葉県公有財産規則に基づき算定する賃借料の最低額以上を納めることができる者。

### 3 技術提案書提出者の評価基準

- (1) 技術提案書提出者の評価基準  
別紙「評価表」のとおり

### 4 事業者選定

- (1) 選定委員会  
技術提案の特定に係る審査は、（仮称）千葉市立幕張海浜病院利便施設運営事業者選定委員会で行う。
- (2) 優先交渉権者・次点者の決定方法
- ア 委員の評価点の合計が最も高い提案者に優先交渉権を与え、その次に評価点が高い提案者を次点者とする。
- イ 委員の評価点の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、以下の順に優先交渉権者を決定する。
- (ア) 「カフェ」及び「売店」の評価点の合計が高い提案者
- (イ) 「入院セット」の評価点の合計が高い提案者
- (ウ) (1) 及び (2) においても決定しない場合は、委員会の議による。
- ウ 次点者となる提案者が複数あった場合は、上記イを準用して決定する。
- (3) 貸付料評価方法について
- ア 価格評価に用いる賃借料には利便施設用区画の活用に係る額を含めない。なお、下記による提案価格によらず、優先交渉権者となった後の協議結果により算定される最低賃借料が提案価格を上回った場合は、最低賃借料以上の額を事業者は当院に支払うものとする。
- イ 評価に用いる価格について  
利便施設に係る額を除いた提案賃借料に基づき評価点を算出し、その方法は下記のとおりとする。
- (ア) 下限価格 1,000,000円/月
- (イ) 最大評価価格 1,500,000円/月

ウ 評価点の算出方法

提案単価評価の点数は、提案者より提出された技術提案書のうち、単価見積書（様式 T-7）に記載された提案単価を用い、下記算式により評価点を計算する。なお、小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで求めることとする。

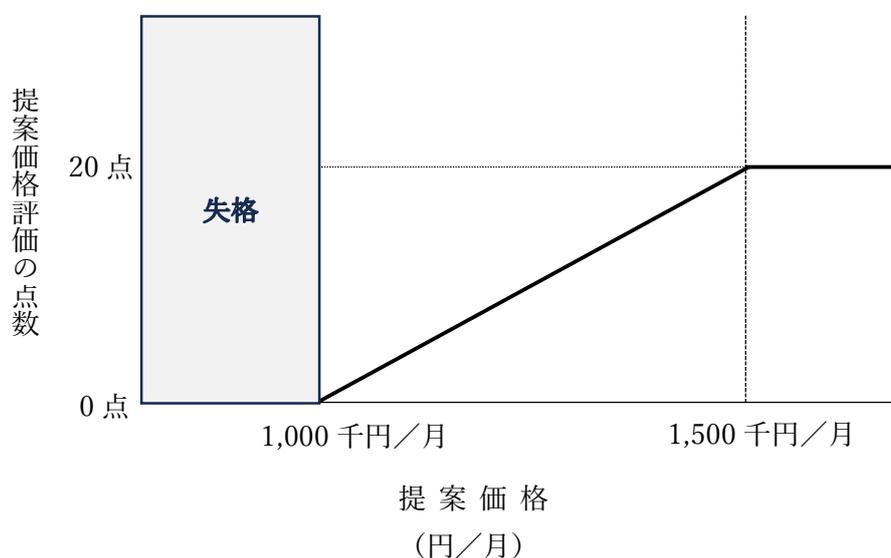
**(ア) 提案価格が下限価格未満の場合：失格**

(イ) 提案価格が下限価格以上の場合：

$$\left( \frac{\text{最大評価価格} - \text{提案価格}}{\text{最大評価価格} - \text{下限価格}} \right) \times 20 \text{点}$$

※価格点が20点を超える場合は20点とする。

価格評価点のイメージは以下のとおり。



5 手続き等

(1) 本プロポーザルに係る書類の提出等のスケジュール

下表のとおり実施する。

No.	書類等	期限・期間 (いずれも令和7年)		提出・ダウンロード・通知等
		自	至	
1	プロポーザル手続開始の公表及び公表に伴う書式のダウンロード	5月27日(火)	—	市ホームページ(病院局)からダウンロード
2	質問の受付	5月27日(火)	6月3日(火) 17:00	担当部局あてにメール

3	質問に係る回答の公開	6月6日(金)	—	市ホームページ(病院局)にて公開
4	参加表明の受付	—	6月11日(水) 17:00	担当部局あてにメール
5	技術提案提出要請	6月18日(水) (予定)	—	要請者あてに通知
6	参考資料(設計図書等)の提供	同上	—	技術提案提出要請時に提供
7	技術提案の提出	—	7月2日(水) 17:00	担当部局あてに郵送または持参 (郵送の場合は6月24日必着とする)
8	ヒアリングの実施	7月15日(火)(予定)		詳細は後日通知
9	特定者への通知	ヒアリングの翌	—	特定者あてに通知
10	非特定通知	開庁日以降速やかに		非特定者あてに通知
11	審査結果の公表	かに		市ホームページ(病院局)にて公開

(2) 担当部局提出・照会先

後述する「10 担当部局、資料等入手先、提出先、その他情報等一覧」に記載のとおり。

(3) 質問書についての補足

ア 口頭による質問は不可とする。

イ 質問は、文書(様式第1号)をメールに添付の上、送信すること。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

(4) 参加表明書の提出

ア 留意事項

(1)に記載の期間内に様式に記載の上、(2)まで電子メールにより提出すること。(電子メール送付後にメール受信確認の電話連絡を必ずすること。)

イ 提出資料

(ア) プロポーザル参加表明書(様式第2号)

(イ) 履行実績を証明する契約書及び履行確認書等の写し(様式 実績-1, 2)

(ウ) 誓約書(様式第3号の1、3号の2)

(エ) 直近3か年の財務諸表類(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)の写し(任意様式)

## (5) 技術提案書の提出

### ア 留意事項

(1) に記載の期間内に、紙（正本：押印したもの）及び電子データ（Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式又は PDF 形式）を記録した CD-ROM（又は DVD-ROM）を各 1 部作成し、(2) まで郵送または持参とする。郵送する際には、封筒表面に「(仮称) 千葉市立幕張海浜病院利便施設運営事業 技術提案書 在中」と朱書きし、簡易書留の扱いとすること。なお、事故等による未着について、当院は責任を負わない。また、紙の技術提案書については、副本として 8 部作成し、正本・副本ともに容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。なお、技術提案書には様式第 5 号を除き、会社名を記載しないこと。

### イ 提出資料

様式集「様式第 5 号」を表紙とし、A 4 用紙 20 枚以内で提案すること。A 3 用紙を使用する場合には、1 枚当たり A 4 用紙 2 枚として扱う。なお、その内容については「手続開始の公表」及び本仕様書によるほか、「採点表」に示す「評価の視点」を十分確認の上で記載すること。

## (6) 参考資料（設計図書等）の提供

技術提案提出要請を行った者に対し、新病院整備工事の抜粋図面等の参考資料を提供する。

## (7) プレゼンテーション・ヒアリング

プレゼンテーション・ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、技術提案書が提出された後、提出者宛てに通知する。

## 7 契約方法

### (1) 契約の締結

ア 優先交渉権者の決定後は、優先交渉権者より見積書を徴し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、最低賃借料以上の額にて随意契約を締結するものとする。

イ 上記アの交渉が不成立の場合には、市は順次次点以下の応募者と交渉を行い、契約を締結するものとする。

## 8 契約条件等

### (1) 支払条件

毎月末締めとし、請求を受けた日から 30 日以内

### (2) 契約書

契約にあたっては、契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有する。

### (3) 契約保証金

要する。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とする。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件に該当すると判断された場合には、失格とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 参加表明書もしくは技術提案書に虚偽の記載をし、あるいはその他不正の行為があった場合

キ 追加として提出されたもの及び修正として提出されたもの

ク 提出者が委員会の委員に不当な働きかけを行った場合

(2) 非選定及び非特定理由の説明

技術提案書の提出者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち、技術提案を特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(3) 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。この場合、技術提案書等の内容を確認の上、問題がなければ審査を行い、選定委員会の議によりその者を「優先交渉権者」として選定することが出来る。

(4) 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、速やかに担当部局に辞退届（様式第4号）を提出すること。

(5) その他

ア 参加表明書、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用の支払いは行わない。

イ 技術提案書の内容から提出者名が判別できる表現を使用しないこと。

ウ 参加表明書及び技術提案書の提出後の差替え及び再提出は、当院から提出書類の補正を指示するなどの場合を除き、できない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の業務責任者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き、変更

できない。

エ 技術提案書の作成のために当院より受領した資料は、当院の了解なく公表・使用することはできない。

オ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案の提出者の選定及び技術提案の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

## 10 担当部局、資料等入手先、提出先、その他情報等一覧

### (1) 担当部局

住 所 〒260-0026 千葉市中央区千葉港1番1号

担当部局 千葉市病院局経営企画課病院整備室設備班

電話番号 043(245)5741

FAX 043(245)5257

E-mail shinbyouin@city.chiba.lg.jp

ホームページ <https://www.city.chiba.jp/byoin/index.html>

### (2) 資料等入手(ダウンロード)先

ホームページ(千葉市病院局)

URL: <https://www.city.chiba.jp/byoin/index.html>

### (3) 提出先

千葉市病院局経営企画課病院整備室設備班

E-mail shinbyouin@city.chiba.lg.jp

### (4) 書類等の授受について

ア 担当部局の受信の都合上、ファイルは5MBを限度として作成し、これを超えるときは分割して送信すること。

イ 担当部局からの発信は、Eメールによる送信及びホームページからのダウンロードを併用する。

ウ 送信されたデータは事務局でプリントし、審査等に使用する。

エ Eメール送信後は担当部局に電話にてその受信を確認すること。

オ データはPDF化して提出すること。ただし、別に担当部局から指示ある場合はこの限りではない。

カ 要求された内容以外の資料については受理しない。